

# Miracle Life Create 会員規則

制定 令和4年9月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、Miracle Life Create (ミラクル ライフ クリエイト) (以下「本講座」という) と称する。

(所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を 代表理事 (会長) 宅 内に置く。

(設立年月日)

第3条 令和2年10月1日。但し、会則の制定施行は令和4年9月1日からとする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会則は、アルカンシエル (以下「当社」という) が提供する本講座のサービスの趣旨に賛同し、会員が学んで、自己実現を遂げるだけでなく、会員相互の扶助や相互成長の増進を図るとともに、自らの意思に基づいて地域社会や次世代の向上のために努めることを目的とし、その利用条件を定めるものとする。

(事業)

第5条 本講座は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「未来脳」の学術研究
- (2) 「未来脳」の情報提供や技術供与
- (3) 「未来型思考」や「未来型意識」の普及
- (4) (2)(3) を目的とした講演やセミナーや映像の配信
- (5) Miracle Life Create アワードの設立と表彰式の開催
- (6) 「未来脳」を使ったコンサルティング事業
- (7) 「未来脳」をテーマにした企業内研修会の実施
- (8) 会員相互の扶助・親睦
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第6条 会員とは、本会則を承認の上、本講座へ申し込み、又は希望し、当社が受講を承認した法人、個人、又は法人でない社団もしくは財団で代表者もしくは管理人の定めがあるものをいうこととする。具体的には、次の2種とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人又は法人や団体

(2) 準会員 本会の事業を賛助、又は今後の入会を希望する個人又は法人や団体

2. 当社が受講を承認しない場合は、次の各号の一に該当すると当社が判断した場合となる。

(1) 営利団体・宗教団体への勧誘を目的とされる場合

(2) 他の会員に対し損害・不快感・不信感を与えた、又は与える可能性がある場合

(3) 当社が、社会的・人的・法的に制裁を受ける可能性がある判断した場合

(4) 当社が過去に入会をお断りしていた場合

(5) その他、当社の運営・目的に支障をきたす可能性がある判断した場合

(入会申込)

第7条 本講座の受講を希望する場合は、本講座指定の手続きにて申し込むものとする。その際、入会の申し込みとして契約書を取り交わし、相互に保管することとする。

また、未成年者の入会にあたっては、次の要件を満たしていることが必要となる。

なお成年被後見人等にも未成年者と同様、次の要件を満たしていることが必要となる。

(1) 法定代理人が同意していること

(2) 法定代理人から、処分を許された財産の範囲内であること

(入会金・受講費)

第8条 第7条の規定に基づき申し込みを行い、当社の本講座の受講が承認された場合は、当社が特に認めた場合を除き、入会金として受講費を納入しなければならない。また、一度払い込まれた入会金・受講費は、理由の如何を問わず、返金はしない。

2. 入会金は、本会指定の方法で支払うものとする(支払いに係る手数料は会員負担とする)。

(期間)

第9条 会員資格は、第7条の規定に基づき本講座に申し込みを行い、第8条規定の入会金を入金し、事務局が納入の確認が取れた日に発効するものとする。

2. 会員資格の有効期間(以下「有効期間」という)は定めない。

(会員資格の喪失)

第10条 当社は、会員が次の各号の一に該当すると当社が判断した場合、直ちに会員資格を喪失させる手続きを行う。

(1) 次条の規定により退会した場合

(2) 受講費の分割での納入が2か月間滞った場合

(3) 死亡し、又は本会が解散した場合

(4) 本会の会員が所属するSNSから無断で退会をした場合

(5) 第12条の規定の禁止行為に該当した場合

(退会)

第11条 会員は、当社の本講座の退会を希望する場合は、退会の希望を申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

2. 但し、初年度の会員は、受講期間が終了するまでは原則退会できないものとする。

3. 一度退会をした会員は、原則として再度当社の本講座の利用はできない。

(禁止行為)

第12条 会員は、本講座にあたって、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 本講座のテキストの「受講生とのお約束」に書かれているすべての行為
- (2) 本講座に関連する著作権やその他の権利を侵害する、又はその恐れのある場合  
本講座のテキスト等の資料や本講座のロゴや名前に関しても、本会と開発者が著作権を有し、勝手な使用や乱用については、その権利を侵害する行為とみなす
- (3) 他の会員、又は第三者を営利団体や宗教団体に勧誘する場合
- (4) 他の会員、又は第三者に損害や不快感、不信感を与える場合
- (5) 他の会員、又は第三者を誹謗中傷する場合
- (6) 国の法律に抵触したり、公序良俗に反したりする場合
- (7) 当社や本会が、社会的・人的・法的に制裁を受ける可能性がある判断した場合
- (8) 過去に本会への入会、開発者が関わるサービスをお断りしたことがある場合
- (9) その他、代表理事の決定に従わない、又は本会の運営・目的に支障をきたす場合

(変更の届出)

第13条 会員は、当社に通知している個人情報の内容に変更があった場合は、直ちに事務局へ何らかの手段で変更通知を行わなければならない。会員が通知しなかったことにより不利益を被った場合も、当社と本講座は責任を負わないものとする。

(会員の権利)

第14条 会員は次の各号に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 当社、又は本講座が行う講演会やワークショップ、セミナーへの参加資格
- (2) 当社、又は本講座が行う会員限定イベントや交流会、勉強会への参加資格
- (3) 当社、又は本講座が行う会員限定商品の購入資格
- (4) (1)～(3)に付随する本会が行う事業への参加資格

(会員特典)

第15条 会員は次の各号に掲げる特典を受ける権利を有するものとする。ただし、本特典は、当社より会員への通知なしに変更、又は追加や削減ができるものとする。

- (1) 本講座に関するテキストやガイドブック、その他資料の進呈
- (2) 本講座の入門プラクティショナーWeb 動画
- (3) 会員限定のSNSグループへのご招待
- (4) 開発者の無期限無制限の個別サポート

## 第4章 会員総会

(構成)

第16条 会員総会は、全ての正会員が参加する権利を有する。

(権限)

第17条 会員総会は、次の事項について決議、又は議論する。

- (1) 会員の自己紹介
- (2) 事業計画、並びに育成資金の活用やその用途、並びにその変更
- (3) 会則の変更
- (4) Miracle Life Create アワードの発表と表彰
- (5) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの会則で定める事項

(開催)

第18条 本会の会員総会は、定時社会員総会、及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了前3ヶ月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第19条 会員総会は、主たる事務所の所在地の近県、又はオンラインにて開催する。

(議長)

第20条 会員総会の議長は、代表理事(会長)がこれに当たる。

(議決権)

第21条 会員総会において決議を行う場合、その議決権は理事1名につき1個とする。但し、最終的な議決権の優位性は代表理事(会長)が必ず有するものとする。

(決議)

第22条 会員総会の決議は、出席した理事の議決権の過半数をもって行う。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本講座は、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

(2) 事務局長 1名

2. 理事のうち、代表理事(会長)は開発者の舟越康浩が無期限に務める。
3. 理事は、講師養成講座を修了し、かつ講師として登壇する意思のある者が就任する。  
また、理事の証として、代表理事が認めた「認定講師」の証書を授与されることとする。
4. 代表理事(会長)以外の理事のうち、2名を副理事(副会長)とする。
5. 副理事(副会長)の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
6. 事務局長は代表理事(会長)が任命する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、第4条に定める目的を達成するために本講座を開催する。

2. 代表理事(会長)は、本会則の定めるところにより本会を代表し、その業務や本講座を執行し、副理事(副会長)は、代表理事(会長)を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
3. 代表理事(会長)及び副理事(副会長)並びに事務局長は、月1回の間隔で自己の職務の執行の状況を理事会にて報告をしなければならない。

(役員解任)

第25条 理事は、理事会の決議によって解任することができる。但し、その理事会においては、総理事の半数以上の参加があって、参加理事の2分の1以上に当たる多数の賛同をもって行わなければならない。

2. 但し、次の各号の一に該当すると代表理事（会長）が判断した場合、理事会の議決を必要なしとして、直ちに理事を解任させることができる。

- (1) 第10条・第11条・第12条の規定に該当、又は抵触した場合
- (2) 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認められる場合
- (3) 死亡し、又は本会が解散した場合
- (4) 職務の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった場合
- (5) テキストの「受講生とのお約束」に書かれているいずれかの行為をした場合

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、代表理事（会長）に相談し、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己、又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己、又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、本会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督、副会長の選定及び解職
- (3) 会員総会の開催の日時、及び場所、並びに会員総会の目的である事項の決定
- (4) 規則の制定、変更及び廃止

(開催)

第29条 通常理事会は1ヶ月に1回の間隔で開催する。

2. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事（会長）が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事（会長）以外の理事から、会議の目的である事項を記載した連絡が代表理事（会長）の元へ届き、招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、代表理事（会長）が招集する。ただし、前条第2項第2号により理事が招集する場合を除く。

2. 代表理事（会長）は、前条第2項第2号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3. 理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催できる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事（会長）がこれに当たる。

（決議）

第32条 理事会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

但し、最終的な議決権の優位性は代表理事（会長）が必ず有するものとする。

（決議の省略）

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

## 第7章 事務局

（事務局）

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長、及び所要の職員を置く。

3. 事務局長、及び重要な職員は、代表理事（会長）が任免する。

4. 事務局の組織、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

5. 事務局の職員は、事務局長を補佐、応援できる人を事務局長が希望できる。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第35条 本会、並びに本講座は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、それに関連する資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により情報公開規程を都度制定する。

（個人情報の保護）

第36条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第9章 その他の重要事項

（サービスの中断および停止）

第37条 当社は、以下に該当する場合、会員への事前通知、承諾なしに、本講座や当社のサービス内容の一部、又は全部を中断および停止する場合がある。

（1）地震、噴火、津波、天災等の不可抗力の事態により、本講座の継続が困難になった場合

（2）その他、当社が、本講座の運営上、中断および停止が必要と判断した場合

2. 前項の規定に伴い、会員に不利益、損害が生じた場合、当社はその責任を負わない。

（会則の追加および変更）

第38条 当社は、会員への事前通知、承諾なしに、本会則を変更することができるものとします。また、通知を行う場合は、ホームページ上など電子データでの公開の場合も認めることとする。

(秘密保持)

第39条 本会や本講座に関連して知り得た、業務資料、又は知識および本会や本講座の顧客の情報、並びに秘密として保持するその他の一切の情報（以下「秘密情報」という）を代表理事（会長）の許可、又は承諾なくしていかなる第三者に対しても開示、又は漏えいしてはならない。

2. 次の事項に該当する情報は、秘密情報には含まないものとする。
  - (1) 公知であるか、もしくは一般に入手することができる情報。
  - (2) 情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という）の過失によらず公知となったか、一般に入手できるようになった情報。
  - (3) 受領当事者が他の当事者から情報を受領した時点で既に知っており、そのことを書面による記録で証明できる情報。
  - (4) 第三者から開示制限なしに受領当事者に提供された情報。
  - (5) 裁判所の命令もしくは法律によって開示を要求された情報。
3. 本条の規定は退会後も永久に有効に存続し、一切漏洩してはならない定めとする。

(反社会的勢力の排除)

第40条 当社および会員は、自己が、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
  - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 役員、又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社および会員は、自ら、又は第三者を利用して次の各号いずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
    - (1) 暴力的な要求やそれに伴う精神的に圧力を与える言動等の行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - (4) 風説を流布し、偽計を用いて又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - (5) 本会や本講座のすべての著作権やその他権利を侵害する行為
    - (6) その他前各号に準ずる行為
  3. 会員が、次の各号に定める事由が生じた場合には、相手方に何ら予告をすることなく、代表理事（会長）の権限で、直ちに退会させることができる。
    - (1) 第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
    - (2) 第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
    - (3) 前項各号の確約に反して、前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
  4. 前項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

5. 第1項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し、何らの請求もすることができない。

(管轄裁判所)

第41条 本会則に関して、裁判上の紛争が生じた場合には、代表理事（会長）宅の最寄りの地方裁判所及び簡易裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争解決協議)

第42条 本会則に定めのない事項、又は本会則の解釈等に疑義が生じたときは、当社や本講座は誠意をもって会員と協議し、円満に解決を図るよう努めることとする。

## 付 則

1. この会則は、令和4年9月1日から施行する。
2. この会則は、本講座のホームページに掲載し、常に開示する。

### ■ 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の主な使用目的は、以下のとおりとする。
  - (1) 会員管理
  - (2) 当社からのご案内
2. 第1項に規定する個人情報を当社が第三者に開示、漏えいすることはしない。  
ただし、以下の場合には、この限りではない。
  - (1) 当社および業務委託会社が会員に対する契約上の義務を履行するために必要である場合
  - (2) 法令に基づき裁判所その他の司法機関および行政機関からお客様に関する情報の開示を要求された場合
  - (3) 当社、当社関連会社、会員、又は第三者の権利および財産を保護する必要がある場合
  - (4) 会員と他の会員もしくは第三者との紛争により、当社、又は当社関連会社が迷惑もしくは損害を被ることを回避する場合
  - (5) 会員が当社にお名前、住所等の情報を提供するか否かは、会員ご自身に任意に判断ができる。但し、会員から名前、住所等の情報を提供いただけない場合、当社は会員に対して本講座をご提供できないことを了承したこととする。
  - (6) 会員は、当社に対して、当該個人情報を入手された以後、氏名・住所・お電話番号等について個人情報を開示するよう求めることができる。また、開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、会員は当社に対して当該個人情報の訂正、又は削除を要求することができる。開示、訂正、又は削除を要求される場合は、次項の会員の個人情報に関する相談窓口まで連絡をすること。
  - (7) ご提供いただく個人情報の管理者及びお問い合わせ先

お問い合わせ相談窓口

会社名：アルカンシエル

個人情報責任担当者：舟越康浩

- その他、個人情報の取り扱いに関する詳細  
<https://arcenciel-mlc.com/privacy-policy/>